

第5回 がん治療等における医科歯科連携

(公社)地域医療振興協会石岡第一病院 口腔外科部長
筑波大学附属病院臨床教授
萩原 敏之

2012年4月の診療報酬改定で周術期口腔機能管理料が創設されてから8年余りが経ちました。その間、徐々にではありますが医科、歯科ともに周術期管理での歯科の重要性が認識され、連携が進んできたように見えます。ただし、茨城県ではまだまだ連携システムがうまく稼働している医療機関は少なく、発展途上にあると言ってよいと思います。今年度の周術期等口腔機能管理に関する診療報酬について筆者がまとめましたので参考にしてください(表1)。

今回は、筆者が取り組んでいる茨城県立中央病院での入院手術における医科歯科連携を例に挙げて解説いたします。周術期等口腔機能管理を行うには、まず医科側からの依頼が必要です。医師が口腔ケアの重要性に気づかなければ、この連携は成り立ちません。口腔ケアによって手術後感染が予防でき、入院日数が短くなることを学び実感することが大切です。県立中央病院では、医師が忙しい合間での口腔機能管理依頼を簡素化するため、ほぼチェックだけで情報提供書が完成できるようにして、手術決定と同時に歯科医師に依頼できるようシステム化しました。手術時には診療報酬に加算がありますので病院側にもメリットはあります。

つぎに依頼を受ける歯科医師側の対応です。保険医協会、歯科医師会では、がん医科歯科連携講習会を開催し、それぞれの会で依頼受諾可能な歯科医療機関の名簿を作成しました。医師は、患者さんにかかりつけ歯科医がない場合、その名簿を参考にして情報提供書作成の上、依頼します。依頼された歯科医師は、必ず周術期等口腔機能管理計画書を策定し、その計画に基づいて口腔ケアまたは歯科治療を実施します。この管理計画書は、保険医協会からもチェック方式のひな形がダウンロードできますのでぜひ利用してください。

一般的な歯周病治療、う蝕治療の他に周術期等口腔機能管理料Iと周術期等専門的口腔衛生処置の点数が上乘せされますので、メリットは大きいと思います。

患者さんの入院日が近づいたら、歯科医師は県立中央病院へ作成した管理計画書とともに情報提供書を送ります。この書類も保険医協会ホームページからダウンロードできますし、さらに県立中央病院では返信用の情報提供書および封筒が依頼時に同封されていますのでご活用ください。

入院中は、病院歯科医が引き続き管理計画書に基づいて口腔機能管理をします(周術期等口腔機能管理料IIを算定)。退院後は、病院から情報提供書が送られてきますので、継続して口腔機能管理を行っていただきます。化学療法や放射線療法を施行したり、緩和ケアに移行したりした場合には、さらに周術期等口腔機能管理料IIIに移行して口腔機能管理を続けていくこともできます。

2017年に県立中央病院には歯科口腔外科が開設され、上記の口腔機能管理を行うとともに、院内医師と院外歯科医師との間の仲介を行っています。また年3回、県立中央病院医師

およびスタッフと県歯科医師会との間で医科歯科連携協議会が行われ、院内病院歯科医が中心となって連携時の問題点について解決を図っています(写真1)。

周術期口腔機能管理が推奨されて以来、茨城県内のほとんどの地域がん診療連携拠点病院には歯科が開設されました。病院歯科医は病院医師と診療所歯科医師との間に立ちシームレスな連携に努めていますので、先生方もご協力いただければ幸いです。

〔写真1〕



〔表1〕 周術期等口腔機能管理に関わる診療報酬 (2020年版)

適応手術：頭頸部、呼吸器、消化器領域等の悪性腫瘍の手術
心臓血管外科手術
人工股関節置換術等の整形外科手術
臓器移植手術・造血幹細胞移植
脳卒中に対する手術
手術以外の適応：がん等に係る放射線治療若しくは化学療法を実施している患者
緩和ケアの対象となる患者 (がんとは限らない)

医科	歯科
B009 診療情報提供料 1 250 点	B000-5 周術期等口腔機能管理計画策定料 300 点、1 症例 1 回限り
B009-14 歯科医療機関連携加算 1 100 点	必ず必要！ 患者、医科側へも提供
保険医療機関が、患者の口腔機能の管理の必要を認め、歯科診療を行う他の保険医療機関に対して、患者又はその家族等の同意を得て、診療情報を示す文書を添えて、当該患者の紹介を行った場合	B000-6 周術期等口腔機能管理料 (I) 手術前 280 点、1 回限り 手術後 190 点、3 か月以内で計 3 回 手術療用法用、歯科診療所および治療担当病院 入院外
B009-15 歯科医療機関連携加算 2 100 点	B000-7 周術期等口腔機能管理料 (II) 手術前 500 点、1 回限り 手術後 300 点、3 か月以内で月 2 回 手術療用法用 治療担当病院入院の病院歯科用
保険医療機関が、周術期等における患者の口腔機能管理の必要を認め、患者又はその家族等の同意を得て、歯科を標榜する他の保険医療機関に当該患者が受診する日の予約を行った上で当該患者の紹介を行った場合	B000-8 周術期等口腔機能管理料 (III) 200 点、月 1 回 放射線治療と化学療法、緩和ケア用 入院、外来問わず 同月手術併用のときは手術優先 ※管理報告書を患者へ提供すること (I、II) 手術後同月 3 回以上で 2 通 (II) 手術前管理時に 1 通 (III) 3 か月毎に 1 通
K 通則 17 周術期口腔機能管理後手術加算 200 点	I 029-1 周術期等専門的口腔衛生処置 1 92 点 (I、II) 術前 1 回、術後月 1 回 (III) 月 2 回
歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後 1 か月以内での以下の手術	I 029-2 周術期等専門的口腔衛生処置 2 100 点 (口腔粘膜保護材使用)
1、人工股関節 (再) 置換術	K 通則 16 周術期等口腔機能管理後手術加算 200 点
2、顔面・口腔・頸部・胸部・腹部の悪性腫瘍手術	周術期口腔機能管理料 (I または II) を算定して、1 か月以内に悪性腫瘍手術を全身麻酔下で実施した場合
3、動静脈を除く心・脈管手術	
4、造血幹細胞移植	